

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会 公益充実資金取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）の公益充実資金の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 公益充実資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第23条第1項第1号に定める公益目的事業に係る将来の特定の活動の実施又は将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の所得若しくは改良（以下「公益充実活動等」という。）に係る費用等の支出に充てるために保有する資金をいう。

(公益充実資金の保有)

第3条 この法人は、公益充実資金を保有することができる。

(保有の承認)

第4条 この法人が、前条の公益充実資金を保有しようとするときには、会長は、公益充実活動等ごとに、公益充実活動等の内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立限度額、積立限度額の算定根拠を理事会に提示し、承認を得るものとする。

(公益充実資金の区分等)

第5条 公益充実資金は、貸借対照表及び財産目録において、他の資金と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金は、公益充実活動等の支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、公益充実活動等以外の支出に充てるために公益充実資金の取り崩しを行う場合には、会長は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その承認を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

(公益充実資金の公表)

第6条 会長は、公益充実資金に関する次に掲げる事項を当該事業年度の終了後、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに公表するものとする。

- (1) 当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期
- (2) 当該事業年度の末日における積立限度額（公益充実活動等ごとの所要額の合計額をいう。以下同じ。）及びその算定根拠
- (3) 当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額
- (4) 当該事業年度の末日における公益充実資金の額
- (5) 前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠並びに公益充実資金の額、その他内閣総理大臣が必要と認める事項

（改 廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

（委 任）

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。